

日事務所勤務、人、分

三休暇二回ヲ定期的ニ下サシ
三若衆ニ初給計五回ヲ復活シテ下サシ
三夜勤ヲ省キ神ノ事務所同様に下サシ
三厚給札ノ支給ヲヨク下サシ
三自命ノ全行止等言フイテ下サシ

三採務員ノ分
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ
三採務員ノ責任ヲ止メサシ

精々水みかど
吉多出張所支配人
竹井 一治 殿

347
118

勞務第四八號

昭和七年一月十一日

警視總監 長 延 連

内務大臣 中橋徳五郎 殿

社 會 局 長 官 殿

大坂神奈川各府縣知事 殿

東京市土木局河港課芝浦出張所指定人夫整理ニ伴フ

紛議ニ關スル件

要旨 十月十日附シテ親付人夫九十七名整理ナルト東京市役ト共同 十月九日土木局長等
ニ及テ對數額シテ今十一月四日回答ヲ受ケルニ決メ居リ

一東京市指定人夫整理

東京市ニアリテ土木局河港課芝浦出張所至堂ニ屬スルハ市

發生 解決
使用労働者
爭議参加者
関係労働組合